

埼玉会館
会議室

午後夜間連続利用 割引キャンペーン

期間
限定

平成25年 10/1 ~ 12/28



- もうすぐ17時。議論も白熱しているし、会議を延長したいところなんだけど…
- 17時半から会議室を借りてプレゼン。事前に会場で映像チェックやリハーサルに時間をかけて万全で臨みたいんだけど…

そんな皆様に
10/1のお申込から、
お得な割引キャンペーンを実施します。
是非、お試してください!
お電話をお待ちしています。



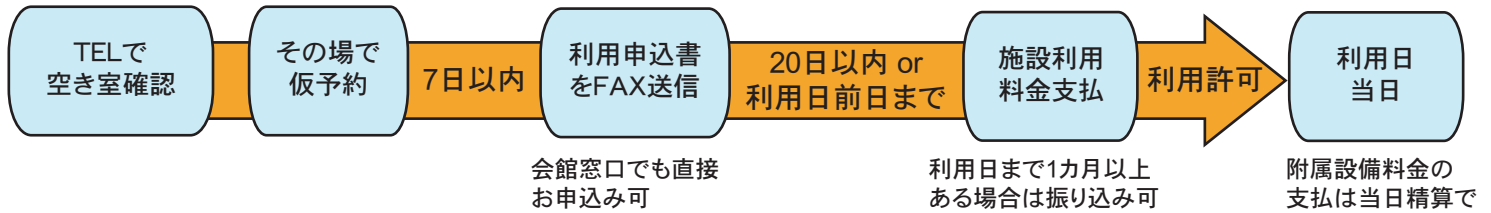
午後夜間連続利用
【割引料金表】

	3A、5A、5D 6A、6D 24名会議室	4B会議室	3B、5B、5C 6B、6C 36名会議室	4A会議室	3C、7A、7B 80 or 100名	ラウンジ
通常料金	10,040円	12,350円	13,970円	15,240円	27,700円	47,500円
割引後 料金	8,540円	10,350円	11,470円	12,740円	23,700円	38,500円
	1,500円お得	2,000円お得	2,500円お得	2,500円お得	4,000円お得	9,000円お得

【割引キャンペーン内容】

- 割引対象施設 会議室、ラウンジ（今回、和室はキャンペーン対象外です。）
 - " 利用日 平成25年10月1日（火）から平成25年12月28日（金）まで
- 平成25年10月1日以降に、連続した午後・夜間区分利用を申請するとキャンペーンの対象となり、割引料金となります！
詳細は、裏面をご覧ください。

ご利用までの手続きの流れ



キャンペーン割引適用基準

次の1~5の条件を全て満たした利用について、割引利用料金が適用となります。

- 1 利用施設が、会議室（ただし、和室は除く。ラウンジは含む）
- 2 利用日が、平成25年10月1日（火）から平成25年12月28日（金）
- 3 利用区分が、午後・夜間区分の連続利用
- 4 上記3の連続利用が、平成25年10月1日以降に申請されたこと
- 5 上記4の条件を満たす場合であっても、かつて午後夜間区分の連続利用であった場合は、平成25年10月1日の時点で当初の連続利用がすでに解消されていたこと

キャンペーン割引 Q&A

（当日申込みの場合）

Q1 平成25年11月15日の午後区分に6D会議室を利用していました。会議が17：00までで終わると思っていたら長引いてしまいました。当日急ぎで夜間区分も追加申し込みすることになりました。キャンペーン割引料金になりますか？

A1 はい。12月28日まで、夜間区分が空いていれば、当日のお申し込みでも割引料金でご利用いただけます。

（追加変更による場合）

Q2 平成25年9月15日に、3B会議室（平成25年12月1日午後区分）の利用申請をしました。その後、3B会議室（平成25年12月1日夜間区分）を追加で申請しました。次の場合に、料金は割引されますか？

- ①平成25年9月30日に追加申請した場合
- ②平成25年10月2日に追加申請した場合

A2 ①の場合：割引になりません。
②の場合：割引されます。
適用基準4の問題です。平成25年10月以降の申請で午後夜間区分連続利用となったケースの場合に、割引料金が適用となります。

（全日利用からの変更の場合）

Q3 7A会議室（平成25年11月20日全日）の利用申請をしていました。後日、平成25年10月10日に午前区分をキャンセルしたので、午後夜間区分連続利用で7A会議室を使用することになりました。次の場合に割引されますか？

- ①当初の全日利用の申請が平成25年9月25日の場合
- ②当初の全日利用の申請が平成25年10月5日の場合

A3 ①の場合：割引になりません。
②の場合：割引されます。
全日利用は、午後夜間区分連続利用を含むため、午後夜間区分連続利用とみなします（同様に考えます）。①の場合のように、9月30日以前に申請された全日利用は、9月30日以前に申請された午後夜間区分連続利用と同じと考えて、適用基準4に該当しないこととなります。

（結果的に元に戻って連続利用となった場合）

Q4 3B会議室（平成25年12月1日午後夜間区分）の利用申請をしました。その後、夜間区分が不要となりキャンセルして午後区分のみの利用となりました。当日利用をした際に予定より会議が長引いたので、結局、夜間区分を改めて新規で申請し連続利用となりました。次の場合に、料金は割引されますか？

- ①平成25年9月30日に夜間区分をキャンセルした場合
- ②平成25年10月2日に夜間区分をキャンセルした場合

A4 ①の場合：割引されます。
②の場合：割引されません。
適用基準5の問題です。①は10月1日の時点で当初の連続利用がすでに解消されているので割引されますが、②は解消されていないので割引できません。連続利用を10月1日以降一旦キャンセルして1区分利用になったのちに、再度連続利用に戻った場合は、4の基準はクリアしていますが、5の基準をクリアしていないので、割引されません。

（複数利用日からの一括変更による場合と充当）

Q5 9月30日に3A会議室（平成25年10月5日午後区分）と3B会議室（平成25年10月7日午後区分）を同時申請し支払いもしました(10,390円)。予定が変更になったため、10月2日に、この二つの利用を取りやめ、10月20日の5B会議室の午後夜間区分の利用に変更した場合、割引料金(11,470円)の適用はありますか？また既に支払った利用料金を充当できますか？

A5 割引料金が適用されます。変更1回に限り充当もできますので、差額の1,080円を追加でお支払いください。

※充当については、「会議室の手引」p10~p11の該当箇所をご覧ください。

※Q5のほか、「複数利用日を別個に変更し、連続利用割引になる場合の充当」など、「変更による充当は1回限り」というルールが絡み、充当処理が複雑になる場合もあります。詳細は職員に直接お尋ねください。